

ハセムエタノノチアヒマス（出毛 誠）

出毛 誠

別紙

財団法人協調會大阪支所

決議案

本總會は、國際労働機關締盟國にして、未だ法律上及び事實上労働者の團結権を公認せざるもの現存せるに鑑み夫れ等の國をして労働組合運動を阻害する諸法制を撤廢し、且つ正式に労働者の團結権を公認せしむべき勸告案を一九二五年の總會の議題となすべき目的を以て夫れに要する一切の調査及び其の他の適當なる手續を取るべき事を労働理事會に對し要求す。

理由

平和條約第十三編前文に高唱されて居る精神の實現を期する爲には労働者團結権確保が最も重要なものであると確信するのであるが國際労働總會の開催さるゝこと既に六回に及んだが、未だこの點を議題としたことがない。此れ恐らく歐洲前進國に於ては労働者の團結権は社會上の事實として確認され、随つて是れを總會の議題とすべき必要が全然ないのであらう。併しながら是れを東洋諸國殊に我